

山梨市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

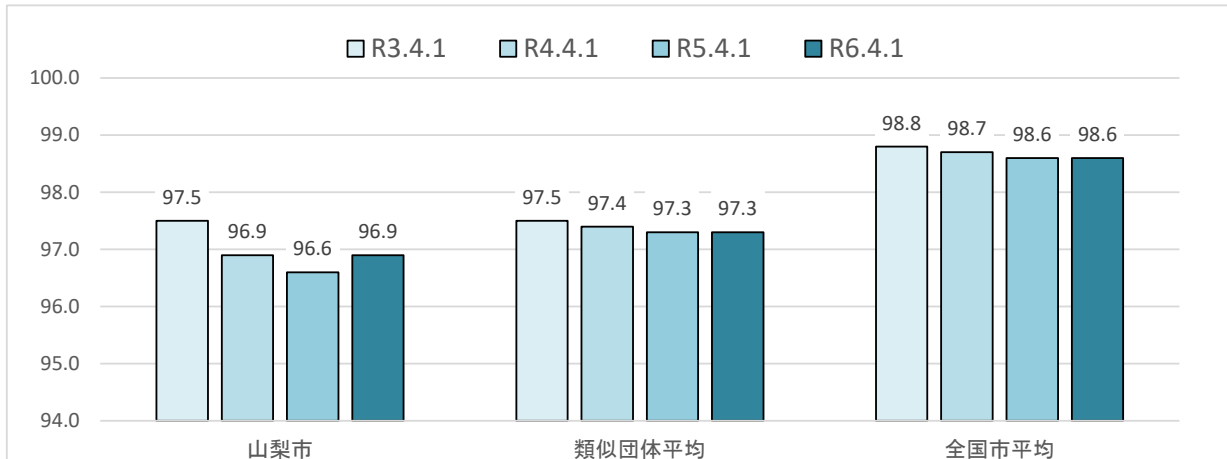
区 分	住民基本台帳人口 (6年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B / A	(参考) 4年度の人件費率
5年度	人 33,105	千円 24,879,173	千円 2,122,221	千円 3,222,360	% 13.0	% 12.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり 給与費 B / A	(参考) 類似団体平 均一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 301	千円 1,134,590	千円 200,209	千円 442,720	千円 1,777,519	千円 5,905	千円 5,916

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 （）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給率）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- ※ 6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考)
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		国の改定率
6年度	円 —	円 —	— 円 (— %)	% —	% —	% 2.76

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレ比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考)
	民間の支給 割合 A	公務員の支給 月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		国 の 年 間 支 給 月 数
6年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —	月 4.60

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

【 実施 未実施 】

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準最大20%に対し、山梨市においても最大20%を支給。

（実施時期）平成31年4月1日より実施。

③その他の見直し内容

該当なし。

(6) 特記事項

該当なし。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
山梨市	42.7 歳	321,552 円	380,866 円	335,607 円
山梨県	42.8 歳	328,862 円	405,341 円	364,392 円
国	42.1 歳	323,823 円	— 円	405,378 円
類似団体	42.6 歳	318,300 円	374,345 円	343,522 円

②技能労務職

区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
山梨市	57.6 歳	7 人	280,743 円	304,862 円	291,171 円
山梨県	55.8 歳	69 人	350,661 円	395,014 円	371,074 円
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	— 円	330,553 円
類似団体	52.3 歳	11 人	307,888 円	334,311 円	319,875 円

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
山梨市	48.0 歳	355,500 円	396,550 円
山梨県	42.5 歳	353,609 円	396,033 円
類似団体	40.8 歳	301,577 円	333,558 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（6年4月1日現在）

区 分		山 梨 市	山 梨 県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200 円	203,918 円	196,200 円
	高 校 卒	166,600 円	172,181 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	164,000 円	175,002 円	— 円
	中 学 卒	155,300 円	156,464 円	— 円
教育職	大 学 卒	196,200 円	227,795 円	— 円
	高 校 卒	166,600 円	184,775 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（6年4月1日現在）

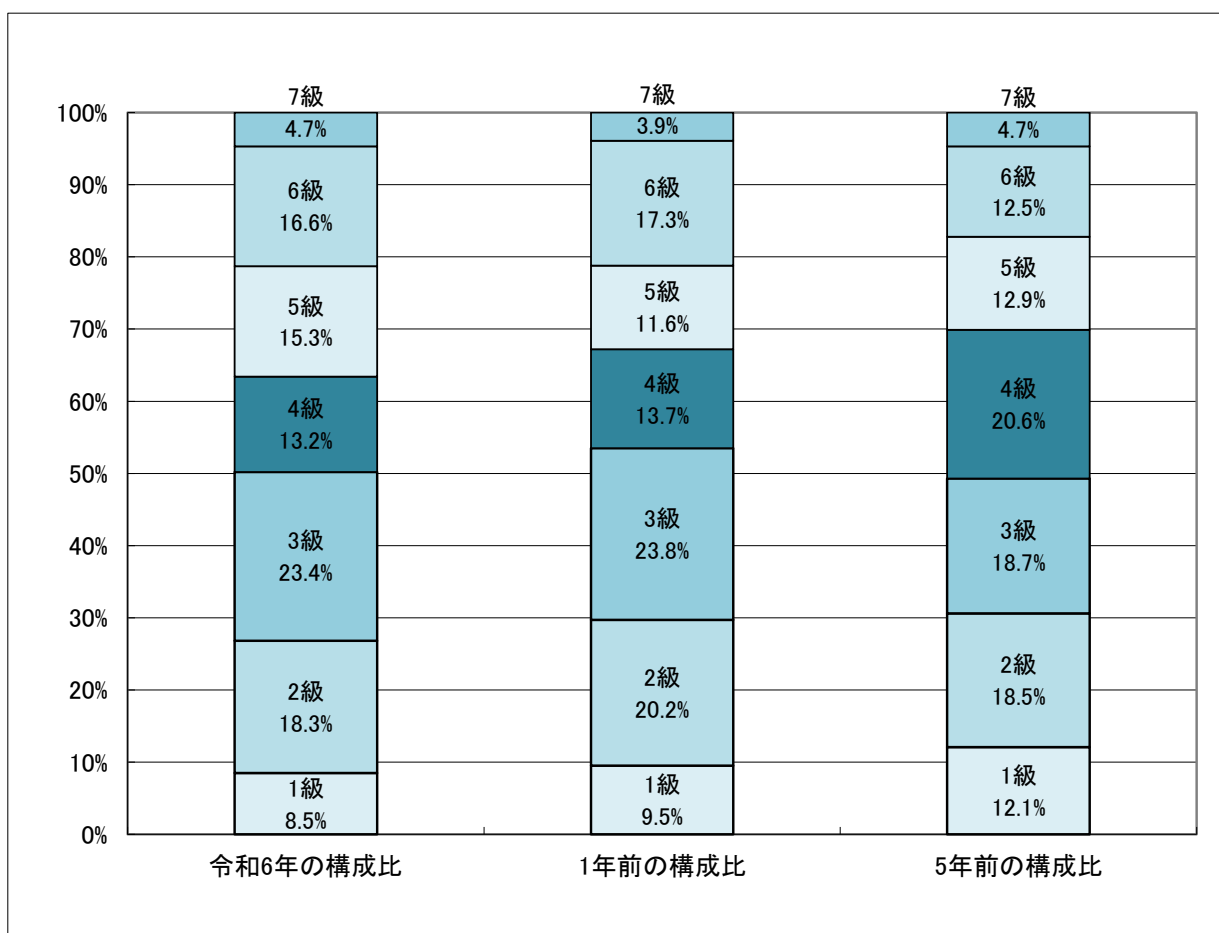
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	256,691 円	347,000 円	384,182 円	401,163 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

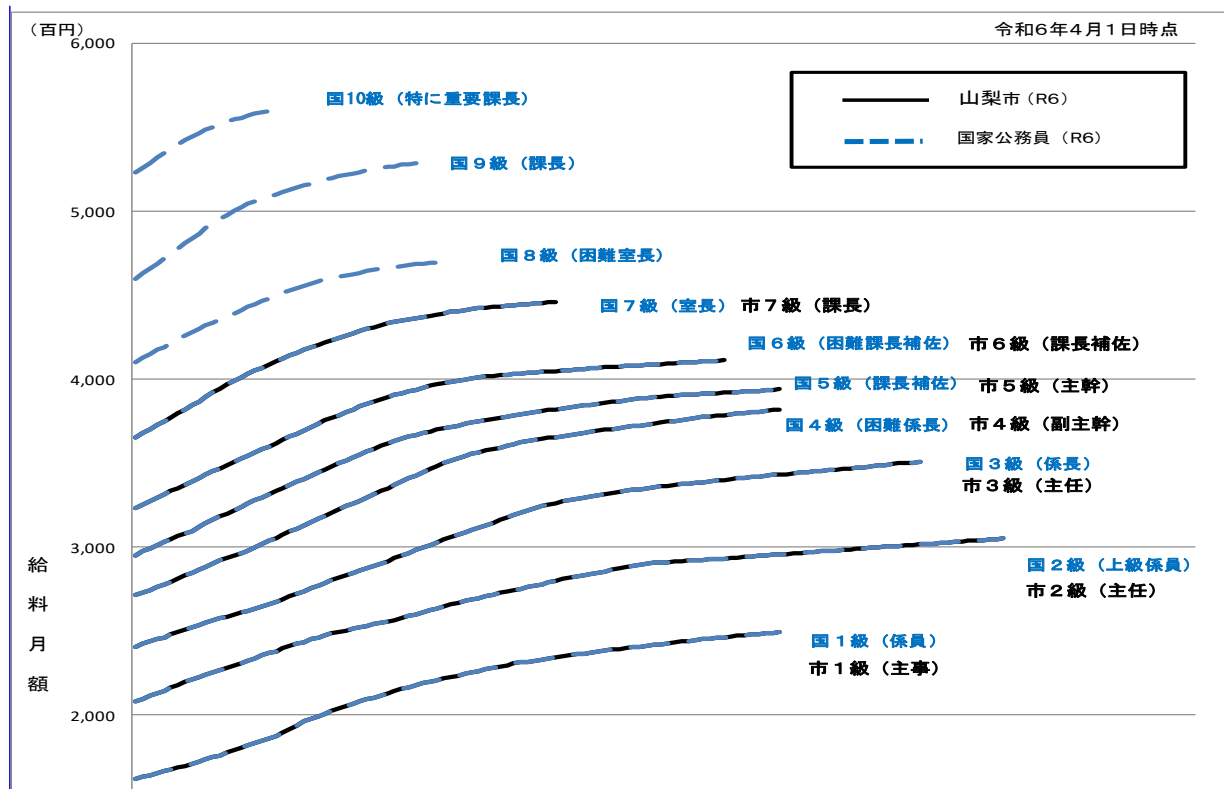
(1) 一般行政職の級別職員数の状況（6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事・技師	20 人	8.5 %	150,100 円	247,600 円
2 級	主任	43 人	18.3 %	198,500 円	304,200 円
3 級	主査・副主査・主任	55 人	23.4 %	234,400 円	350,000 円
4 級	副主幹・主査・副主査	31 人	13.2 %	266,000 円	381,000 円
5 級	課長補佐・主幹・副主幹	36 人	15.3 %	290,700 円	393,000 円
6 級	課長補佐・課長	39 人	16.6 %	319,200 円	410,200 円
7 級	課長	11 人	4.7 %	362,900 円	444,900 円

- (注) 1 山梨市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価活用状況（一般行政職）（山梨市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

山 梨 市	山 梨 県	国
1人当たり平均支給額（5年度） 1,530 千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,636 千円	—
(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20% 管理職加算10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20% 管理職加算10～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）（山梨市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（6年4月1日現在）

山 梨 市			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分
最高限度	47.7090 月分	47.709000 月分	最高限度	47.7090 月分	47.709000 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（割増率2～20％）			定年前早期退職特例措置（割増率2～45％）		
1人当たり平均支給額	5,892 千円	18,257 千円			

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）			614 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）			614 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都（特別区）	20 %	1 人	20 %

(4) 特殊勤務手当（6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）			166 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）			7,925 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）			2.8 %	
手当の種類（手当数）			7	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度決算)	左記職員に対する支給単価
市税、住宅使用料等の滞納整理に従事する職員の特殊勤務手当	市税の滞納整理従事職員	滞納整理業務	149 千円	滞納整理 徴収件数1件につき6円 滞納整理 徴収金額1,000円につき7円 差押・引上 納税者1人につき120円 公売 1回につき120円
防疫等作業に従事する職員の特殊勤務手当	感染症の防疫に従事する職員	感染症防疫業務	－ 千円	従事1日につき500円
行旅病人、同死亡人又は変死人を処理する業務に従事する職員の特殊勤務手当	行旅病人、行旅死亡人、変死人を処理する職員	行旅病人等の処理業務	－ 千円	行旅病人 1処理1件につき1,000円 行旅死亡人・変死人 1処理1件につき5,500円
養護老人ホームにおいて入園者の管理に直接従事する職員の特殊勤務手当	養護老人ホームに勤務する職員のうち現業に従事する職員	入園者の管理業務	－ 千円	現業職員 従事1日につき500円 介護職員 従事1日につき650円
一般廃棄物処理業務に従事する職員の特殊勤務手当	現業職員	一般廃棄物処理業務	－ 千円	従事1日につき400円
動物園に勤務する職員の特殊勤務手当	動物園において動物等の飼育・管理に従事する職員	動物等の飼育・管理業務	－ 千円	従事1日につき100円
災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当	災害応急作業・災害状況調査に従事する職員	災害応急作業・災害状況調査業務	17 千円	従事1日につき500円
市立病院の勤務する医師又は歯科医師である職員の特殊勤務手当	医師又は歯科医師	救急患者等の診療業務	－ 千円	職名等に応じ1月につき10万円～100万円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	115,777 千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	426 千円
支給実績（4年度決算）	85,856 千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	307 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（各年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和5年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和5年度決算）
扶養手当	配偶者：6,500円/月 0～14歳の子：10,000円/月 15～22歳の子：15,000円/月 その他：6,500円/月	同じ		35,897 千円	236,164 円
住居手当	家賃の額に応じて 11,000円/月～28,000円/月	同じ		20,716 千円	272,579 円
通勤手当	①交通機関等利用者 最大55,000円/月 ②自動車等利用者 通勤距離に応じて 2,000円/月～31,600円/月 ③併用者 最大55,000円/月	同じ		12,837 千円	45,201 円
管理職手当	職名・職務の級に応じて 39,700円/月～53,100円/月	同じ		41,062 千円	540,289 円

5 特別職の報酬等の状況（6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等			
給 料	市 長	810,000 円 (円)	(参考) 類似団体における最高／最低額		
			985,000 円／	391,500 円	
	副 市 長	630,000 円 (円)	790,000 円／	420,000 円	
報 酬	議 長	370,000 円 (円)	545,000 円／	230,000 円	
	副 議 長	345,000 円 (円)	475,000 円／	200,000 円	
	議 員	335,000 円 (円)	442,000 円／	180,000 円	
期 末 手 当	市 長	(6年度支給割合)			
	副 市 長	4.05	月分		
	議 長	(6年度支給割合)			
	副 議 長 議 員	3.20	月分		
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	市 区 町 村 長	給料月額×在職月数×42/100	16,329,600 円	任期ごと	
	副 市 町 村 長	給料月額×在職月数×25/100	7,560,000 円	任期ごと	
	備 考				

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

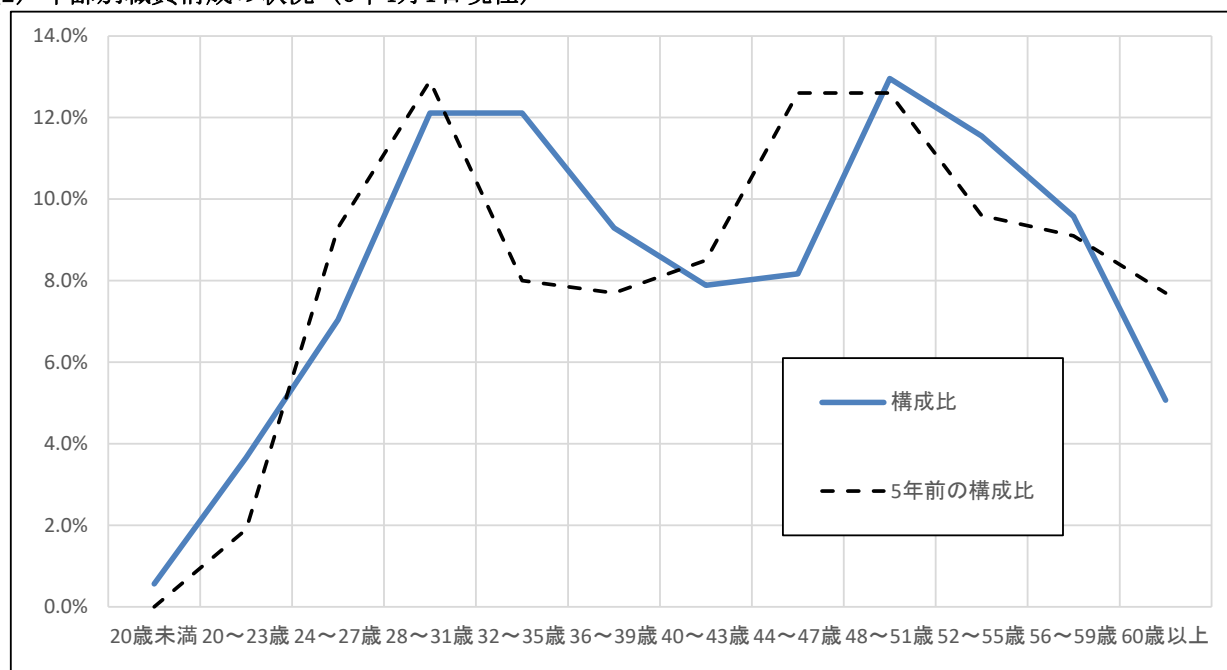
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和5年	令和6年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	4	4	0	休職・派遣の増
		総務	105	108	3	
		税務	18	18	0	
		労働	1	1	0	
		農林水産	14	14	0	
		商工	15	16	1	業務配分の見直しによる増
		土木	21	23	2	業務配分の見直しによる増
		民生	57	75	18	業務再編による増
衛生		30	21	△ 9	業務再編による減	
	計	265	280	15	〈参考〉 人口1万人当たりの職員数84.58人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数85.28人)	
	教育部門	36	35	△ 1	業務配分の見直しによる減	
	消防部門	0	0			
	小 計	301	315	14	〈参考〉 人口1万人当たりの職員数95.15人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数109.56人)	
公営企業業計等部門	病院				業務配分の見直しによる減	
	水道	12	11	△ 1		
	下水道	8	8	0		
	交通	0	0	0		
	その他	25	21	△ 4	業務再編による減	
	小 計	45	40	△ 5		
合 計			346 [389]	355 [389]	9 [0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [] 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	2人	13人	25人	43人	43人	33人	28人	29人	46人	41人	34人	18人	355人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	平成30年	令和元年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	268	271	278	268	265	280	12 (4.5%)
教育	42	42	40	38	36	35	△ 7 (△16.7%)
消防	0	0	0	0	0	0	0 —
普通会計 計	310	313	318	306	301	315	5 (1.6%)
公営企業等会計 計	49	51	43	44	45	40	△ 9 (△18.4%)
総合計	359	364	361	350	346	355	△ 4 (△1.1%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。